

したがって、今後とも、青少年の文化活動の奨励と発表機会の拡充を図るとともに、高校生の文化活動の中心組織である福島県高等学校文化連盟に対する助成を拡充する必要があります。

### (3) 芸術鑑賞の機会の拡充

県民の文化活動への関心の高まりとともに、優れた芸術を身近に鑑賞できる機会の充実が求められています。このため、主要都市に偏りがちな芸術鑑賞の機会を各地域に拡充することは、県民の文化活動を振興する上で重要であることから、文化庁と共催で「こども芸術劇場」、「青少年芸術劇場」及び「移動芸術祭」を公演するとともに、県独自に「家庭劇場」及び「芸術鑑賞教室」を開催し（表1-2）、さらには、

表1-2 舞台芸術公演の実施状況

(公演数)

公演名	年度					
	61	62	63	元	2	3
こども芸術劇場	1	1	1	1	1	1
青少年芸術劇場	1	1	1	1	1	1
移動芸術祭	2	3	2	2	2	3
家庭劇場	18	17	17	14	14	14
芸術鑑賞教室					2	4

(資料) 文化課調査

県総合美術展覧会の作品を巡回展示する「県展移動展」の開催に努めてきました。

しかし、各地域において優れた芸術を身近に鑑賞できる機会は必ずしも十分であるとはいえず、芸術鑑賞の機会をより拡充することが求められています。

したがって、今後とも、鑑賞機会の少ない地域において、舞台芸術・美術作品等の各種巡回事業や地域開催事業の充実を図り、次代を担う青少年に対する芸術鑑賞の機会の拡充に努める必要があります。

### (4) 文化の国際交流の促進

我が国の今日の繁栄の基礎となった日本文化と歴史について、外国から大きな関心が寄せられています。経済・文化などの各分野において、地方レベルの国際交流が盛んになってきていますが、特に文化の国際交流は、自国及び他国を理解し、友好を深め、これからの新しい文化を創造していく上で重要な要素となっています。

本県でも、国際交流の一環として、年ごとに、各地域において、外国の伝統的な芸術や創造性豊かな芸術を鑑賞する機会や県内の文化団体等が海外の発表会・展覧会に参加する機会が増加してきています。

したがって、今後とも、諸外国との相互理解を深め、本県における文化の発展を図るため、県内の美術館・博物館等において外国の優れた文化を展示するなど、県民が外国の芸術文化に接する機会の拡充に努めるとともに、県内の文化団体による海外発表会等への参加を支援し、文化の国際交流を促進する必要があります。

## 2 文化の伝承の充実

### (1) 文化財保護体制の充実

#### ア 文化財保護組織体制

県民の文化に対する関心の高まりとともに、県の文化財保護行政に対する要望が増大かつ多様化してきており、保護体制の一層の整備が求められています。